

平成 26 年 3 月 12 日
国 土 籍 第 306 号

日本土地家屋調査士会連合会会長 殿
一般社団法人全国測量設計業協会連合会会長 殿
一般社団法人日本国土調査測量協会会長 殿
公益社団法人日本測量協会会長 殿

国土交通省 土地・建設産業局長

民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について

平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次「国土調査事業十箇年計画」においては、「国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する」とされていることを踏まえ、法務省や関係部署と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である民間事業者等の測量及び調査の成果（以下「測量成果」という。）を地籍整備に有効に活用するための方策を検討してきたところです。

今般、下記のとおり、測量成果の活用のための具体的方法等を取りまとめたので、貴団体の会員に周知いただきますとともに、関係者と円滑な調整を図りつつ効果的に取り組んで頂きますようお願い致します。

なお、法務省は各法務局等に対して、国土地理院は各地方測量部に対して、この取組に関する周知を行うことを申し添えます。

記

1. 測量成果を活用した地籍整備の推進

国土調査法第19条第5項では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。また、この指定を受けた地図は、国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付され、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第10条第5項の規定に基づき、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図として備え付けられ、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

19条5項指定の促進を図る観点から、今般、19条5項指定申請のために必要な要領や留意事項等を取りまとめましたので、これに基づき、平成26年度以降に作成する実測図等を国土調査法第19条第5項の規定に基づいて積極的に指定申請していただきますようお願い致します。

2. 指定の対象とする測量成果

国土交通大臣等が指定する測量成果は、平成26年度以降に作成する実測図等で以下の要件を満たしているものとします。

(1) 測量の基準

測量が測量法（昭和24年法律第188号）第11条の測量の基準に従って行われ、地点の位置が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）別表第1に掲げる平面直角座標系による平面直角座標値及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さで表示されているもの。

(2) 測量の精度

国土調査法施行令第15条で定める限度以上の誤差がないもの（観測、測定及び計算等について地籍調査作業規程準則及び同運用基準に規定するものと同様以上のものが実施されているもの。）

3. 指定申請の時期

分筆等の不動産の表示に関する登記を行った後に、指定申請書を提出して下さい。

4. 登記所等への情報提供

19条5項指定の申請を行う者は、実測図等の作成に係る事業が開始される前に、管轄登記所等に対し、実測図等の作成に関する情報提供を行うなど、十分に調整を図って下さい。

5. 登記所に送付する地図の電子データの作成

登記所において、効率的に図面を差し替えられるように、実測図等の作成に係る事業が開始される前に、登記所に送付する地図の電子データ（地図XML形式、地籍フォーマット2000形式又はSIMA形式）の形式について管轄登記所等と協議して下さい。

電子データ作成にあたっては、別添1-1の「登記所送付用地図（地図XML形式の電子データ）の作成要領」、別添1-2の「登記所送付用地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領」又は別添1-3の「登記所送付用地図（SIMA形式の電子データ）の作成要領」を参考にして下さい。

なお、登記所に送付する地図の電子データの形式については、法務省から、可能な限り地図XML形式の電子データ又は地籍フォーマット2000形式の電子データによって提供していただきたい旨の依頼がされていますので、御承知おき願います。

6. 申請書等の作成

19条5項の申請書等作成にあたっては、別添2の「19条5項指定申請書作成要領」及び別添3の「歩掛り案」を参考にして下さい。

7. 指定申請書の送付先

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課に送付して下さい。

【登記所送付用地図（地図 XML 形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

測量の成果を国土調査法第 19 条第 5 項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地図 XML 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

1. 管轄登記所との事前調整

地図 XML 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

2. 各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地図 XML の各情報ファイルの入力は「地図 XML ファイルフォーマット」等を準用して行う。詳細は、次の URL に掲載されているファイルフォーマットの仕様書を参照すること。

「地図情報システムで取り扱う地図情報のデータ形式について」

地図 XML ファイルフォーマット

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00171.html

法務省ホームページ（民事局 登記－不動産登記－）

【登記所送付用地図（地籍フォーマット 2000 形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

測量の成果を国土調査法第 19 条第 5 項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果は、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地籍フォーマット 2000 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

1. 管轄登記所との事前調整

地籍フォーマット 2000 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

2. 各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地籍フォーマット 2000 の各情報ファイルのデータ項目の内、「別表」入力必須項目について情報の入力を行う。なお各情報ファイルの入力は「地籍フォーマット 2000 の手引き」、「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 595 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）最終改正：平成 24 年 3 月 21 日国土籍第 553 号」等を準用して行う。

3. 入力点検

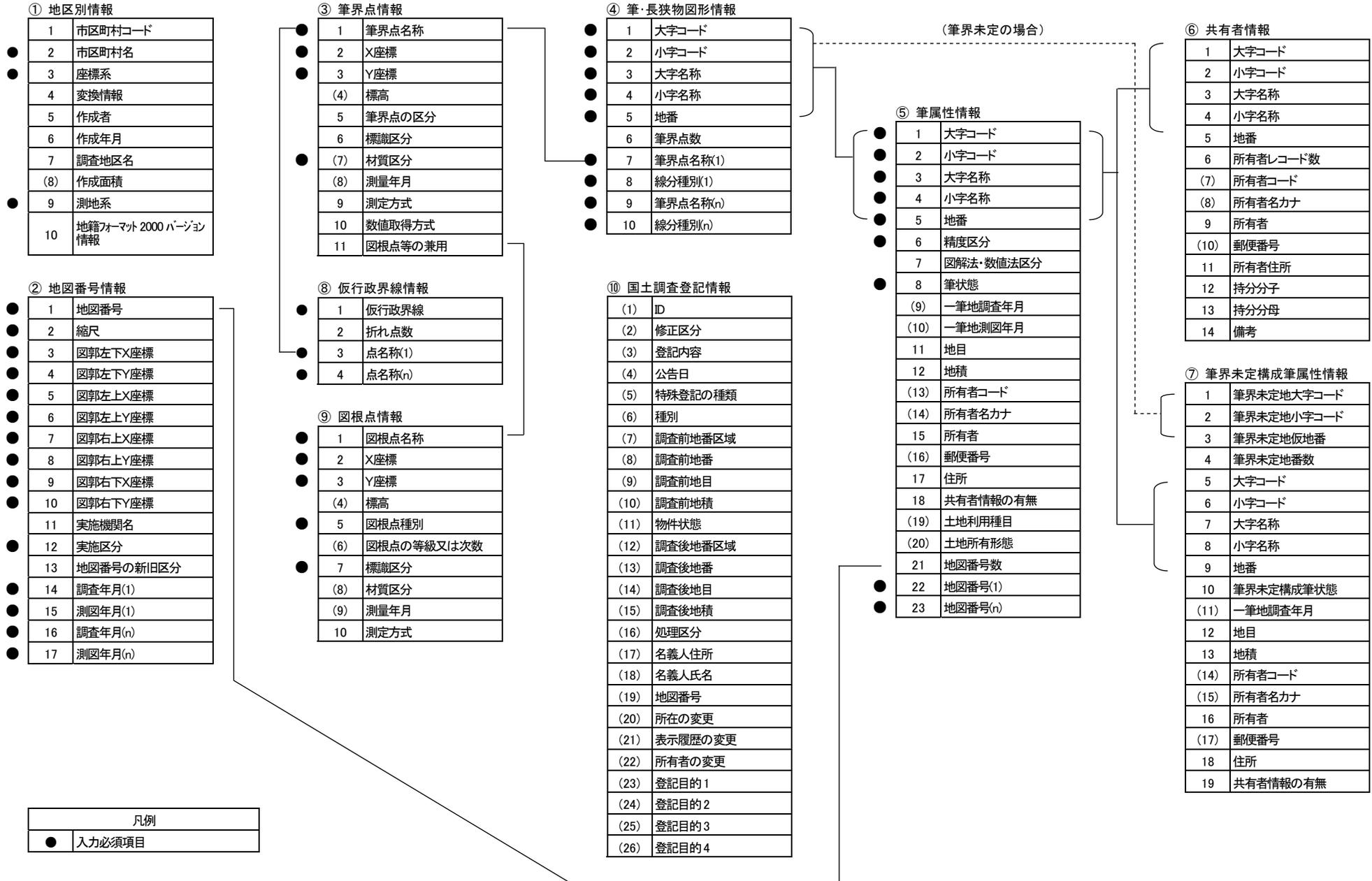
地籍フォーマット 2000 の様式に基づき正しく記録されているか検証を行う。
※各測量計算ソフト内蔵の検証機能による検証又は「地籍フォーマット 2000 フォーマットチェッカー」を活用した検証。

「地籍フォーマット 2000 フォーマットチェッカー」ダウンロードページ

http://www.tiseki.or.jp/download/info_02.html

一般社団法人 日本国土調査測量協会ダウンロードページ

■各情報ファイルのデータ項目と対応関係



(別表)

【登記所送付用地図（SIMA 形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

測量の成果を国土調査法第 19 条第 5 項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする測量の成果を、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（SIMA 形式）も作成する。

1. 電子ファイルの作成単位

- (1) 地番区域単位に電子ファイル（SIMA データ）を作成する。地番区域が大字の場合には大字単位、地番区域が小字の場合には小字単位で電子ファイルを作成する。
- (2) 電子ファイル名は、原則、「登記所送付用地図（地番区域名）.sim」とする。例としては、「登記所送付用地図（霞が関）.sim」となる。

2. SIMA データの作成

(1) 必要な SIMA データの作成

CAD ソフト等で作成された測量の成果をそのまま SIMA データに変換すると、法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）に不要なデータが収録される場合があるため、不要なデータを削除して SIMA データを作成する。

(2) 一筆地ではない画地データの除外

実測図等と SIMA データが整合することが必然であるが、SIMA データに画地の情報が不足したり、不要な画地の情報が入力されている可能性があるため、両者の整合を十分に確保する。

(3) 座標データ（座標値）の入力

座標値は、小数点以下 4 桁目を四捨五入し、小数点以下 3 桁目まで入力する。

(4) 座標データの複数入力の排除

- ① 1つの「点名称」には1つの「座標値」が対応する。したがって、1つの「点名称」に複数の「座標値」を入力しない。また、1つの「座標値」に複数の「点名称」を入力しない。
- ② 「点名称」と「座標値」が同じ座標データを複数入力しない。

(5) 画地データの入力

- ① 画地データは必ず入力する。
- ② 同一の地番の画地データを複数入力しない。
- ③ 複数の SIMA データにおいて同じ画地を重複して入力しない。

(6) 筆界線の入力

① 閉合型画地データの入力

「画地開始データ」に画地種別（閉合型の場合には「1」、開放型の場合には「2」）を入力することになっている。法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）は閉合型の画地だけを認識するので、閉合型の画地データだけを入力の対象とし、入力フォーマットの画地種別には「1」を入力して SIMA データを作成する。

図表1 「画地開始データ」の入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
D00	「D00」と入力する。 (画地開始を示す定型の入力値)	D00
画地番号	5桁までの整数を入力する。	103
地番	任意の桁数で入力する。	135-1
画地種別	閉合型の場合には「1」を、開放型の場合には「2」を入力する。	1

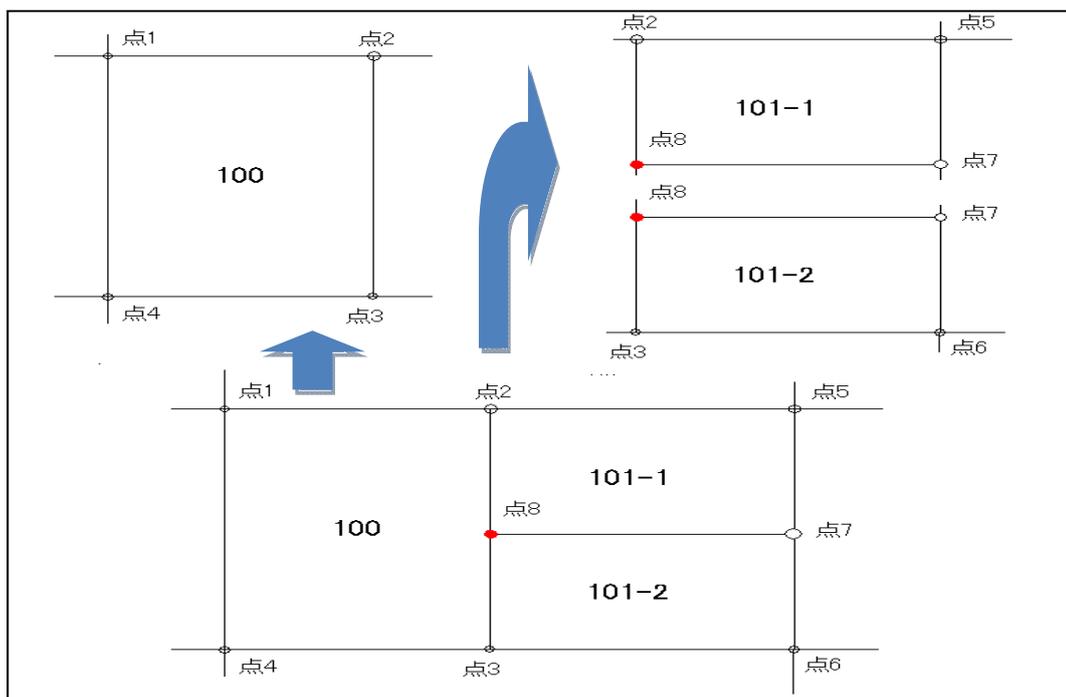
図表2 「画地終了データ」の入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
D99	「D99」と入力する。 (画地終了を示す定型の入力値)	D99

② 隣接する筆界線に筆界点がある場合の扱い

法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）では、隣接する筆界線に筆界点を含む場合、ある筆の筆界線はその筆界点を経由し、もう一方の筆の筆界線がその筆界点を経由しなければ、隣接する2つの筆の間の筆界線は同一の線分と認識されない。このため、必要な筆界点を経由して筆界線を結ぶ必要がある。

図表3 隣接する筆界線の情報が一致しない例



[補足]

「地番 101-1」と「地番 101-2」の左側の筆界線は、「点 8」を經由して「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。「地番 100」の右側の筆界線は、「点 8」を經由せずに「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。法務省フォーマットは、このように隣接する筆界線を同一のものとは認識しないため、「地番 100」の右側の筆界線としては、「点 2」と「点 3」の間に「点 8」を經由させる必要がある。

(7) その他

- ① SIMA データの規定外の文字を入力しない。
- ② 地番の記載のない河川や水路の敷地（いわゆる青道、青地）、また、地番の記載のない道路の敷地（いわゆる赤道）があり、それが閉合している場合には地番がなくても SIMA データに含める。

3. 参考（SIMA データの概要）

SIMA データには 3 種類のデータを入力できる。具体的には以下の通りである。

- ① 座標データ（点の座標を表すデータ、図表 4）
- ② 画地データ（構成点データの開始と終了を表すデータ、図表 1 と図表 2）
- ③ 構成点データ（画地や路線を構成する点を表すデータ、図表 5）

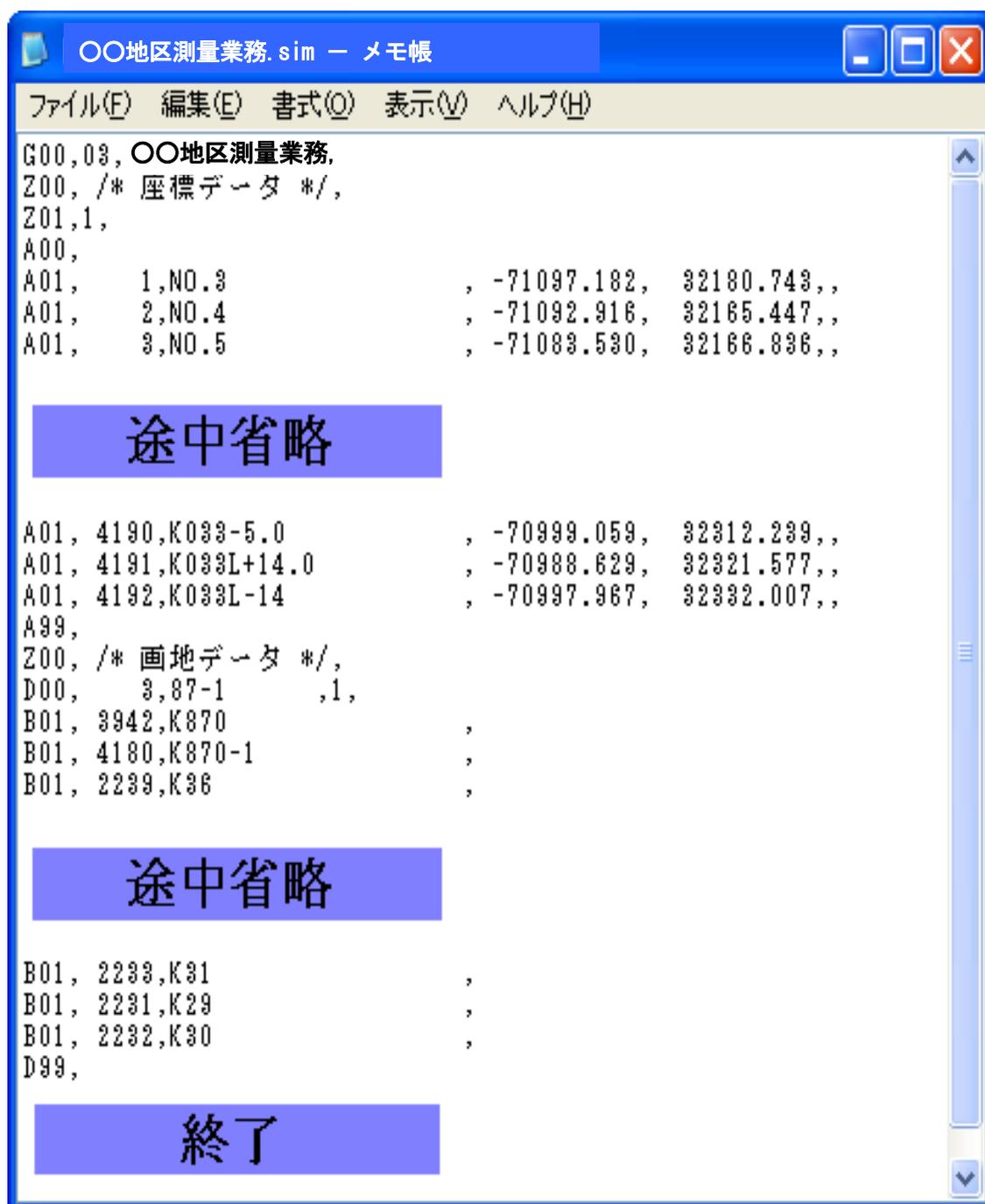
図表4 座標データの入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
A00	「A00」と入力する。 (座標出力開始を示す定型の入力値)	A00
A01	「A01」と入力する。 (座標データを示す定型に入力値)	A01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1
座標値	小数点形式とし、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目まで入力する。	-170547.824, 26247.688, 0.000 (今回の場合、z座標等は省略できる。)
A99	「A99」と入力する。 (座標出力終了を示す定型の入力値)	A99

図表5 構成点データの入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
B01	「B01」と入力する。 (構成点データを示す定型の入力値)	B01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1

図表6 SIMA データの例



19 条 5 項指定申請書 作成要領

【19 条 5 項指定申請書 作成要領】

国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例や留意事項等を以下のように示す。

1. 申請書一覧

書類名	様式番号	提出部数	備考
申請書	① ●	1	定型様式
申請書添付書類			
総括表	② ●	1	定型様式
申請地域の位置図	③ □	1	申請地域の位置がわかる図面
基準点測量関係			
基準点測量網図	④ □	1	基準点を測量した際の網図（各等級毎）
基準点測量精度管理表	⑤ □	1	基準点測量の精度が確認できる管理表（各等級毎）
境界点測量関係			
境界点間距離の精度管理表	⑥ □	1	境界点測量の精度が確認できる管理表
面積計算書	⑦ □	1	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
地図及び簿冊			
地図一覧図	⑧-1 ●	2	申請する地図の相互の位置関係がわかる図面 ※複数枚になる場合に作成
地図	⑧-2 □	2	当該事業で作成した図面（19 条 5 項指定対象図面）
簿冊	⑨ □	2	簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付 ※全部事項証明書がない場合は、登記完了証の写しを添付

「●」…指定申請のため新たに作成する書類

「□」…通常の測量業務において作成される書類

2. 記載例①（申請書）

必要事項を記入して作成する。

1. 趣旨、目的

国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、事業者が国土交通大臣に指定の申請を行うもの。

2. 必要事項

定型様式とする。

3. 留意事項

記載例①の I ～VIの留意事項は以下の通り。

I	申請年月日又は決裁年月日を記載。
II	事業を施行した者の名称を記載。（総括表と一致） ※測量計画機関と測量作業機関が異なる場合は、どちらを記載してもよいが、申請書と総括表を一致させて作成する。
III	作成した地図及び簿冊の名称を記載。 簿冊の名称は「調査簿」とする。
IV	測量及び調査を行った地域（字名まで）及び期間を記載。（総括表と一致）
V	「国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内」と記載。
VI	「地図及び簿冊の写し」と記載。

平成〇年〇月〇日

I

国土交通大臣 殿

〒000-0000
所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇
名称 〇〇測量又は〇〇事務所等
代表者名 〇〇 〇〇 ㊟

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に、〇〇測量又は〇〇事務所等が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

II

1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称

〇〇測量又は〇〇事務所等

2 作成した地図及び簿冊の名称

〇〇地区 〇〇事業 〇〇図及び調査簿

III

3 測量及び調査を行った地域及び期間

〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇の一部

平成〇年〇月～平成〇年〇月

IV

4 測量及び調査上の誤差の限度

国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内

V

5 添付書類

地図及び簿冊の写し

各 2 部

VI

2. 記載例②（総括表）

必要事項を記入して作成する。

1. 趣旨、目的

事業施行者、測量成果等の概要を1枚にまとめるもの。

2. 必要事項

定型様式とする。

3. 留意事項

記載例②のⅠ～Ⅹの留意事項は以下の通り。

Ⅰ	測量及び調査を行った地域（字名まで。ふりがなを付す。）及び期間を記載。（申請書と一致）															
Ⅱ	事業施行者名及び代表者名を記載。（申請書と一致）															
Ⅲ	事業名は事業名称、事業根拠法は、事業を実施する根拠法を記載。（不明な場合は－）															
Ⅳ	基準点測量の与点の点数と名称を記載。（公共基準点は、国土地理院の審査番号を明記） ※基準点測量に使用する与点は、基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。															
Ⅴ	基準点測量の新点数と測量の方法を記載。 測量の方法は採用した測量の方法を、下表を参考に記載。															
	<table border="1"><thead><tr><th>GNSS</th><th>トータルステーション</th><th>セトライト及び測距儀</th></tr></thead><tbody><tr><td>・GNSS 測量（ステティック法）</td><td>・結合多角方式(TS)</td><td>・結合多角方式（測距儀等）</td></tr><tr><td>・GNSS 測量（短縮ステティック法）</td><td>・単路線方式(TS)</td><td>・単路線方式（測距儀等）</td></tr><tr><td>・GNSS 測量（RTK 法）</td><td>・結合多角方式・単路線方式(TS)</td><td>・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）</td></tr><tr><td>・GNSS 測量（キネマティック法）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	GNSS	トータルステーション	セトライト及び測距儀	・GNSS 測量（ステティック法）	・結合多角方式(TS)	・結合多角方式（測距儀等）	・GNSS 測量（短縮ステティック法）	・単路線方式(TS)	・単路線方式（測距儀等）	・GNSS 測量（RTK 法）	・結合多角方式・単路線方式(TS)	・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）	・GNSS 測量（キネマティック法）		
GNSS	トータルステーション	セトライト及び測距儀														
・GNSS 測量（ステティック法）	・結合多角方式(TS)	・結合多角方式（測距儀等）														
・GNSS 測量（短縮ステティック法）	・単路線方式(TS)	・単路線方式（測距儀等）														
・GNSS 測量（RTK 法）	・結合多角方式・単路線方式(TS)	・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）														
・GNSS 測量（キネマティック法）																
Ⅵ	地図（記載例⑧－2）の精度、縮尺、枚数を記載。精度は原則として次によるものとする。 <table border="1"><tbody><tr><td>大都市の市街地区域</td><td>甲一</td></tr><tr><td>中都市の市街地区域</td><td>甲二</td></tr><tr><td>上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域</td><td>甲三</td></tr><tr><td>農用地及びその周辺の区域</td><td>乙一</td></tr><tr><td>山林、原野及びその周辺の区域</td><td>乙二</td></tr><tr><td>山林、原野の区域</td><td>乙三</td></tr></tbody></table>	大都市の市街地区域	甲一	中都市の市街地区域	甲二	上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三	農用地及びその周辺の区域	乙一	山林、原野及びその周辺の区域	乙二	山林、原野の区域	乙三			
大都市の市街地区域	甲一															
中都市の市街地区域	甲二															
上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三															
農用地及びその周辺の区域	乙一															
山林、原野及びその周辺の区域	乙二															
山林、原野の区域	乙三															
Ⅶ	申請する筆数、面積を記載。（当該事業により登記申請した筆数、面積の合計）															
Ⅷ	基準点測量を行った作業機関名と代表者、地図作成のための測量を行った作業機関名と代表者、地図作成を行った作業機関名と代表者を記載。															
Ⅸ	基準点測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成のための測量について検査を行った者の氏名及び所属、地図作成について検査を行った者の氏名及び所属を記載。															
Ⅹ	採用した測量作業規程等を記載し、問合せ出来る担当者、指定後に成果（写）を送付する管轄法務局を記載。															

総括表

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の 実施地域名	測量(調査)の 実施期間		
〇〇〇〇けん 〇〇県	〇〇〇〇し 〇〇市	〇〇〇〇ちょう 〇〇町	大字〇〇〇の一部	平成〇年〇月 ～平成〇年〇月		
事業施行者名		代表者名	事業名	事業根拠法		
〇〇測量又は〇〇事務所等		〇〇 〇〇	〇〇地区〇〇事業	—		
II IV 成果件数	基準点測量の与点(点名及び既知点数)		新点数		測量の方法	
	・電子基準点 〇〇 ・四等三角点 〇〇、△△ ・公共基準点 1級 〇〇〇〇 (H++ *****) 計 4 点		1級基準点	点	GNSS 測量 (スタティック法) GNSS 測量 (スタティック法) 結合多角方式 (TS)	
			2級基準点	3点		
			3級基準点	6点		
			4級基準点	40点		
確定測量図の精度	甲 2	縮 尺	1/500	枚数	3枚	
総筆数	VII 122	筆	総面積	0.07 k m ²		
検査終了証明	工程分類		作業機関名	代表者	検査者氏名	検査者の所属
	基準点測量		〇〇〇〇	△△△△	□□□□	〇〇〇〇
	確定 測量等	確定測量	〇〇〇〇	△△△△	□□□□	〇〇〇〇
		確定測量図	〇〇〇〇	△△△△	□□□□	〇〇〇〇
備考	・採用した測量作業規程等 「〇〇〇〇測量作業規程(平成〇年〇月〇日付国国地発第〇〇号)」 ・連絡先: 〇〇測量又は〇〇事務所等 担当〇〇 〇〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇、E-Mail*****@****.***.**)					
	・〇〇法務局〇〇支所					

I

III

V

VI

IX

X

2. 記載例③（申請地域の位置図）

申請地域の位置を示す図面を作成する。

1. 趣旨、目的

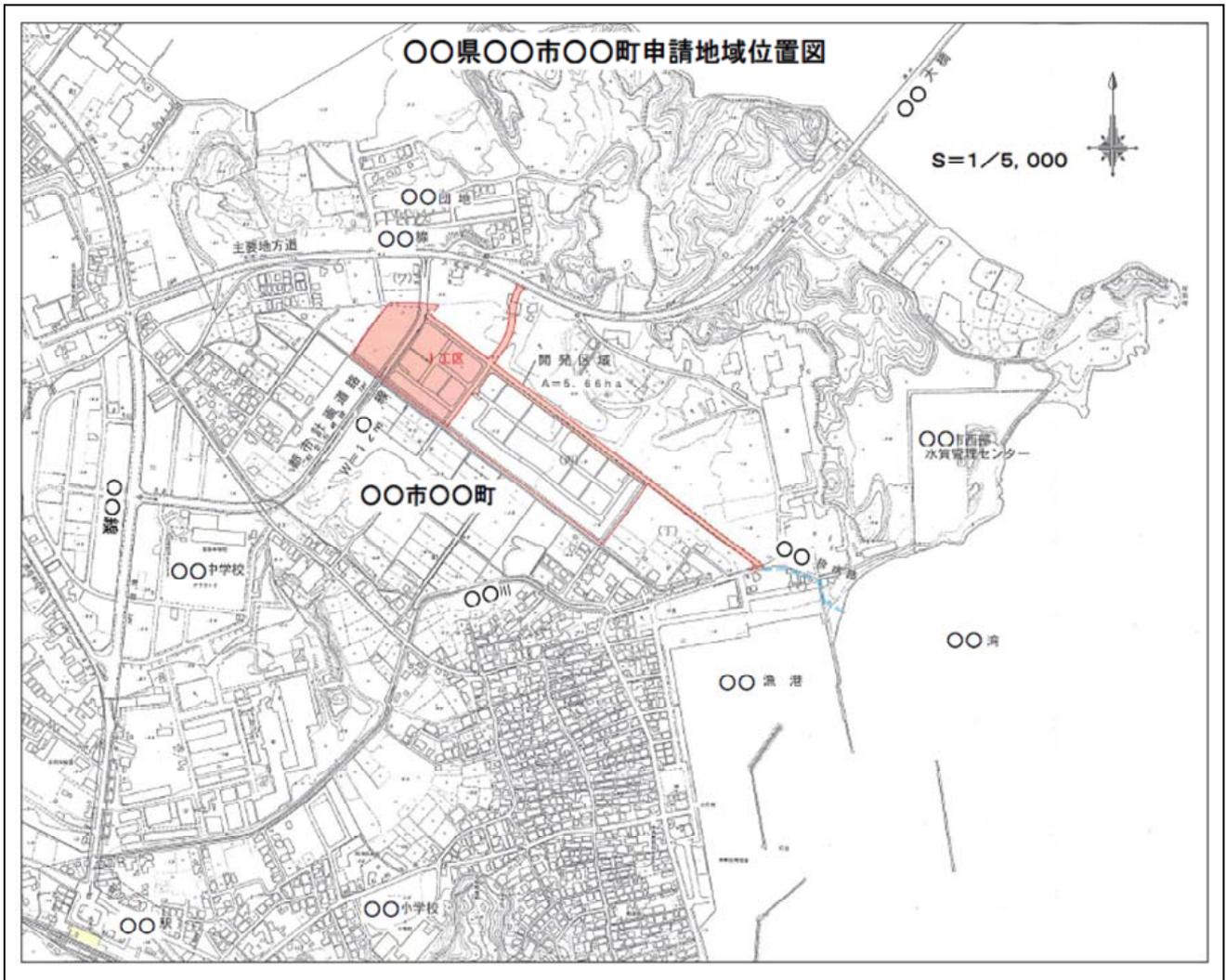
申請地域を含めたやや広い範囲の図面を作成するもの。

2. 必要事項

- ・申請地域の周辺地域を含むこと
- ・申請地域の位置の特記
- ・縮尺の表示

3. 留意事項

- ・用紙の大きさはA4を標準とする。



2. 記載例④（基準点測量網図）

基準点を測量した際の網図を添付する。

1. 趣旨、目的

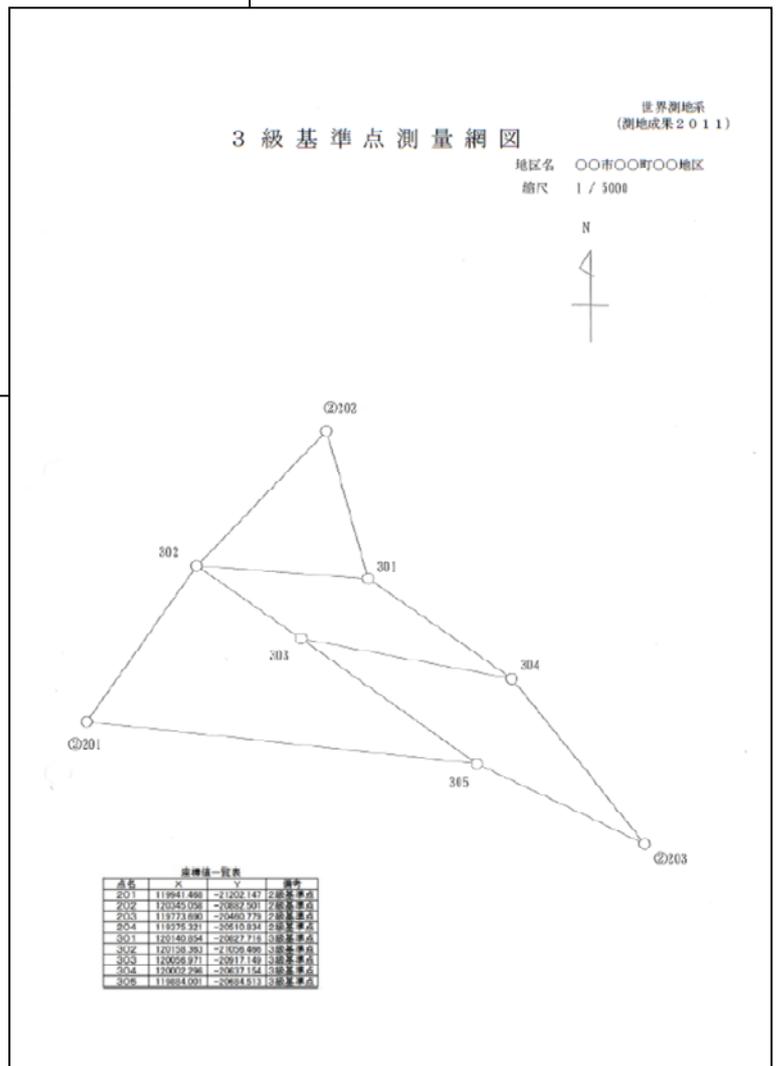
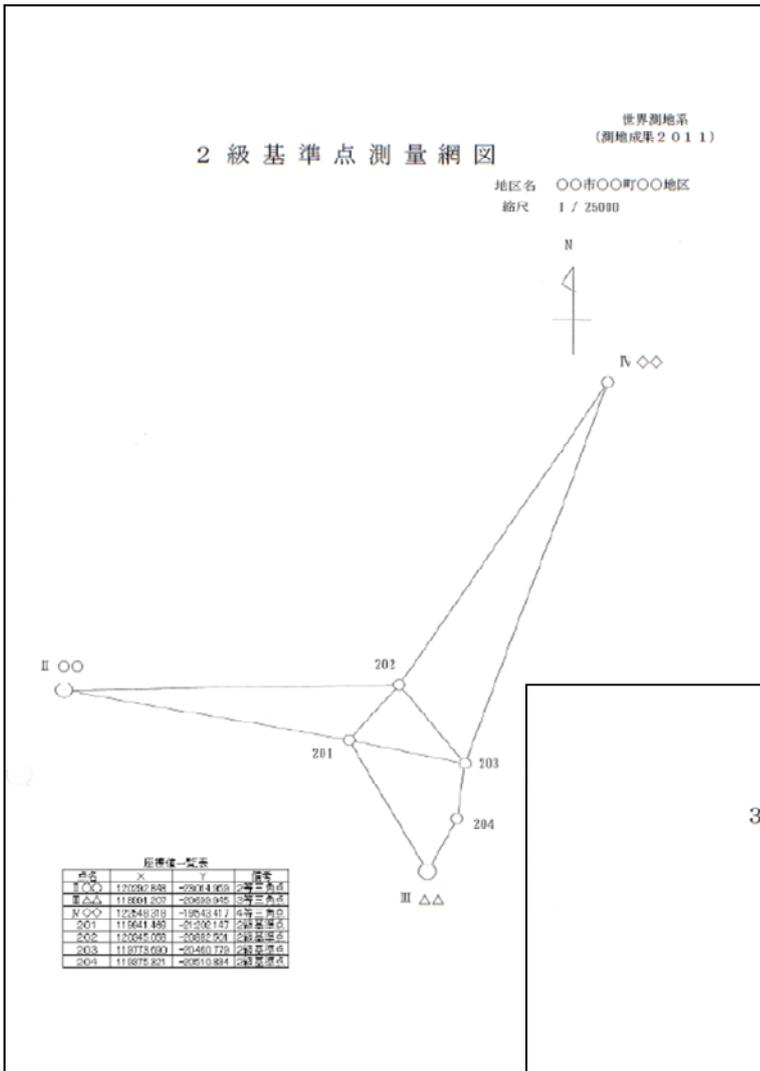
基準点測量に使用した与点、網の形、路線長等が適切に実施されているか確認するもの。

2. 必要事項

採用した作業規程等に基づき作成する。

3. 留意事項

- ・当該事業で設置した基準点の等級毎に網図を添付する。（総括表の基準点と整合するもの）
- ・測量は当該地域における最新の座標系にもとづき実施する。
- ・基準点測量に使用する与点は、精度が担保された点として、基本三角点、国土調査法第 19 条第 2 項の規定により認証された基準点、同条第 5 項の規定により指定された基準点、測量法第 41 条第 1 項の規定に基づき国土地理院の審査を受け十分な精度を有すると認められた点とする。
- ・「1. 申請書一覧」の申請書添付書類から測量の精度等が確認できない場合においては、その精度等を証明する補足資料を提出する。
（例）認定登記基準点を使用した場合は、上記与点との関係等を確認するため、検定記録書及び検定証明書、網図、認定結果通知書を提出する。



2. 記載例⑤（基準点測量精度管理表）

基準点測量の精度管理表を添付する。

1. 趣旨、目的

基準点測量の際の誤差等の精度確認のために作成するもの。

2. 必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

3. 留意事項

- ・ 国土地理院の審査を受けている場合には、測量法 41 条の規定による審査の写しを添付する。
- ・ 第三者機関による測量成果の検定を受けている場合には、検定証明書及び検定記録書を添付する。
- ・ 検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

基準点測量精度管理表

作業名	〇〇地区〇〇事業	地区名	〇〇市〇〇地区	計画機関名	〇〇〇〇	作業機関名	〇〇〇〇	作業班長	□□ □□	印
目的	3級基準点	期間	自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日	作業量	5点	主任技術者	△△ △△		△△ △△	印

観点名		辺長 (斜距離)		仮定三次元網平均						三次元網平均計算	
自:	至:	偏差	許容範囲	△X		△Y		△Z		偏差	許容範囲
				許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差		
304	②203	0.000	0.020	0.000	0.020	-0.001	0.020	0.001	0.020	-----	-----
302	303	-0.002	0.020	0.000	0.020	0.001	0.020	0.001	0.020	-----	-----
②201	305	0.001	0.020	0.000	0.020	0.000	0.020	0.000	0.020	-----	-----
302	②201	0.001	0.020	0.000	0.020	0.000	0.020	0.000	0.020	-----	-----

新点位置の標準偏差		点検測量			
新点名	水平位置 標準偏差 許容範囲	標高 標準偏差 許容範囲	測点名		特記事項
			自:	至:	
304	0.010 0.100	0.012 0.200	302	303	
305	0.008 0.100	0.011 0.200			

主要機器名称番号	
種別	埋設様式
数量	
永久標識の種類等	

2. 記載例⑥（境界点間距離の精度管理表）

境界点間距離の精度管理表を添付する。

1. 趣旨、目的

境界測量の精度を確保するため、境界点間の誤差を確認するもの。

2. 必要事項

採用した作業規程等の様式に基づき作成する。

3. 留意事項

- ・ 検符等により、検査したことが分かるものを添付する。

2. 記載例⑦（面積計算書）

指定申請する筆に関する面積計算書を添付する。

1. 趣旨、目的

筆の面積の計算方法、筆界点の座標を確認するもの。

2. 必要事項

- ・筆を構成する地番、境界点（測点）の名称、境界点の座標値、測地系など

3. 留意事項

- ・調査後（登記申請した筆毎）の土地の面積と一致することを確認する。

2. 記載例⑧-1 (地図一覧図)

指定申請する地図が複数枚になる場合、記載例⑧-1を参考にして、申請する地図を含めた地域全体の位置関係が分かる図面を作成する。

1. 趣旨、目的

地図（記載例⑧-2）を含めた地域全体の位置関係をまとめるもの。

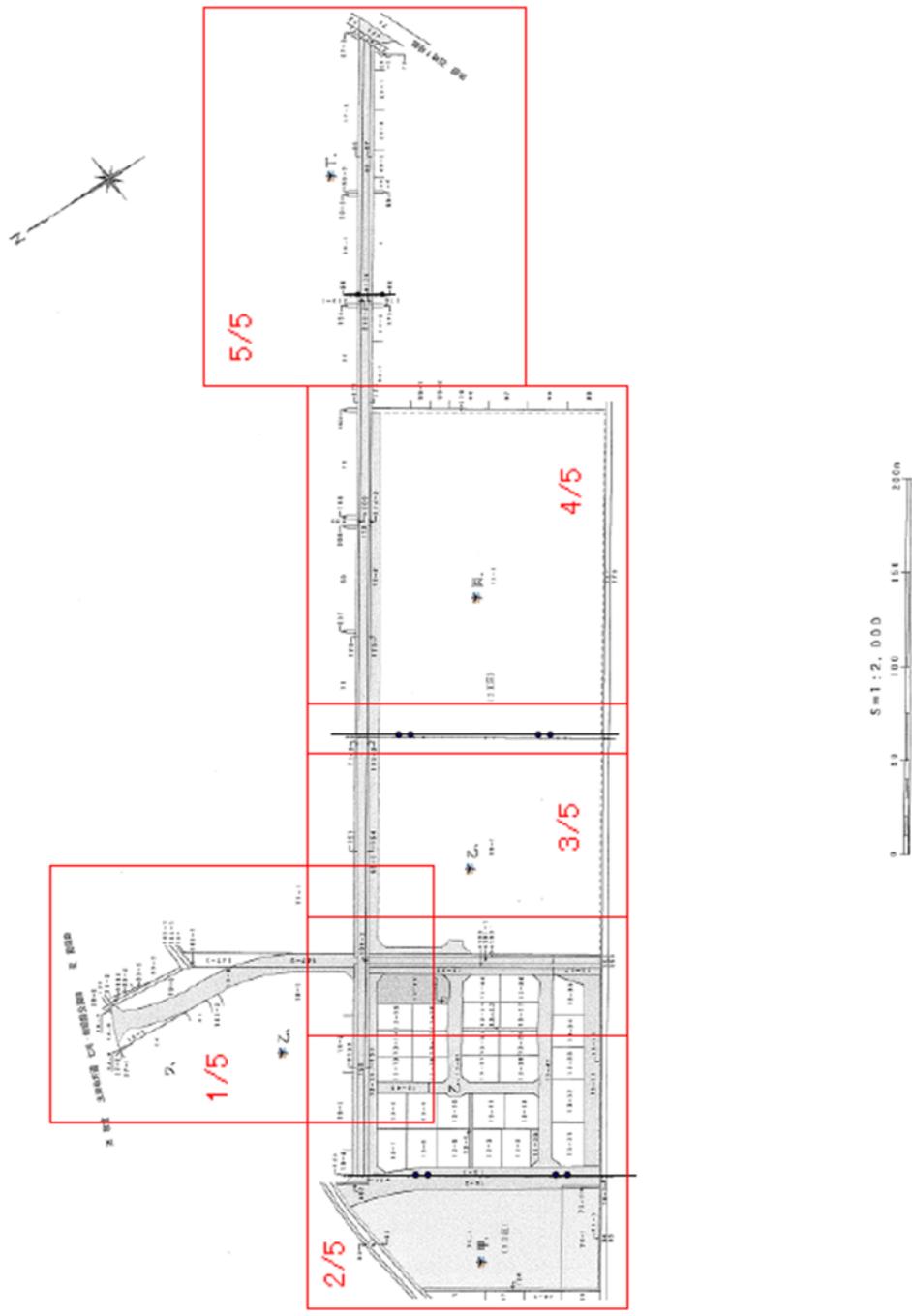
2. 必要事項

- ・タイトル「地図一覧図」
- ・申請する地図（記載例⑧-2）を1枚にまとめる。
- ・申請する地図の地図番号
- ・方位

3. 留意事項

- ・指定申請する地図（記載例⑧-2）が1枚であれば、作成は不要である。
- ・地図が複数枚の場合、地図が表示している範囲を示し、それぞれの地図がどのような位置関係にあるかを分かるように作成する。

〇〇県〇〇市〇〇町 地図一覧図



2. 記載例⑧－2（地図）

業務において作成した図面を添付する。

1. 趣旨、目的

19条5項指定対象成果となる地図を用意するもの。

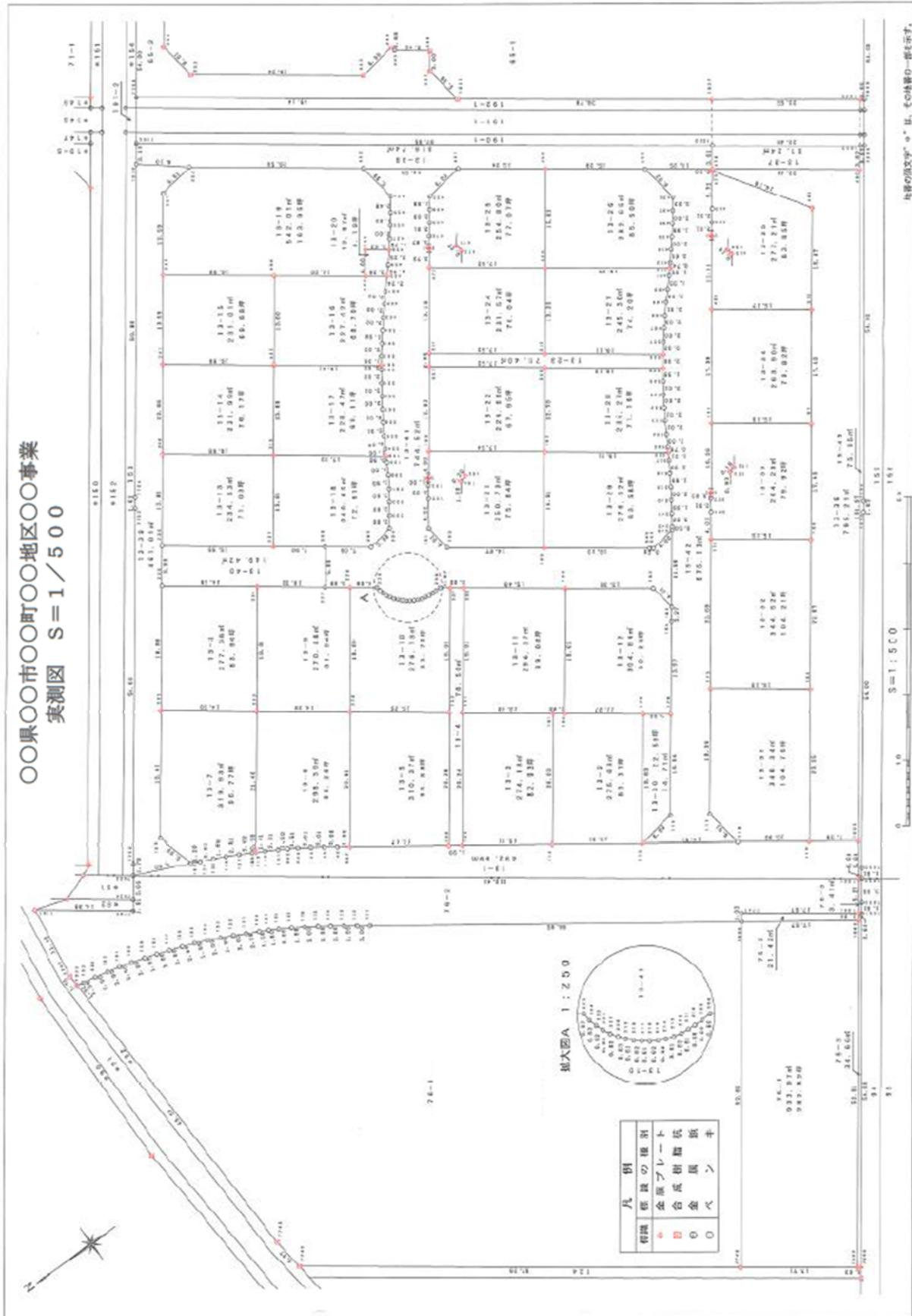
2. 必要事項

業務において作成した図面を添付する。

3. 留意事項

- ・ 指定後の成果（写）として法務局に送付することから2部提出とする。

〇〇果〇〇市〇〇町〇〇地区〇〇事業
実測図 S=1/500



凡例

種類	境界の標示
橋梁	○
金属プレート	■
合成樹脂板	□
金属板	◇
ベシ	○

拡大図A 1:250

平成〇年〇月〇日 〇〇〇〇作製
地籍の頂文字"〇"は、その地籍の一環を示す。

2. 記載例⑨（簿冊）

指定申請する全ての筆の登記内容が証明できる資料を添付する。

1. 趣旨、目的

申請地域内の全ての筆について登記所に登記された内容と一致しているかを確認するもの。

2. 必要事項

簿冊は表紙を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付する。

3. 留意事項

全部事項証明書がない場合、登記完了証の写しを添付する。

〇〇市〇〇町〇〇地区
調 査 簿

登記年月日	平成〇年〇月〇日
実施機関	〇〇〇〇

(この用紙の大きさは、A4版とする。)

登記年月日：平成■■年■■月■■日

地積測量図

地番 1-12
土地の所在 ■■■市■■■町



境界線の種類

①	コンクリート杭
②	プラスチック杭
③	木
④	フェレット
⑤	期
⑥	ベシ
⑦	計

坐標表

地番	1-12	X	Y	X ² +Y ²	X ³ +Y ³	X ⁴ +Y ⁴
K01	-84570.515	-88358.884	15116.10	609195	-10493731	10493731
K02	-84574.780	-88316.228	16.443	27440	-422331	72440
K03	-84577.828	-88210.416	6.838	46440	-1024444	549440
K04	-84582.888	-88210.100	-15.825	1024444	1024444	189088
K05	-84584.237	-88216.281	-16.764	1024444	1024444	3225225
合計				322.5613845		322.94

面積

1-12	322.5613845
------	-------------

基準点座標一覧表

基準点	名称	X座標	Y座標
10072	都市再生特区区界角点	-84586.848	-88203.831
10073	都市再生特区区界角点	-84590.452	-88200.434
20A12	都市再生特区区界角点	-84536.220	-88200.532
20A13	都市再生特区区界角点	-84535.648	-88205.242
20A14	都市再生特区区界角点	-84530.792	-88257.231
2006A	都市再生特区区界角点	-84537.824	-88266.603

登記基準点一覧表

基準点	名称	X座標	Y座標
0000-0182	固定登記基準点(管線類)	-84581.648	-88151.320
0000-0183	固定登記基準点(管線類)	-84640.367	-88002.987
0000-0184	固定登記基準点(管線類)	-84705.373	-88107.400
0000-0185	固定登記基準点(管線類)	-84705.642	-88212.888
0000-0187	固定登記基準点(管線類)	-84772.781	-88217.791
0000-0188	固定登記基準点(管線類)	-84752.604	-88208.078
0000-0189	固定登記基準点(管線類)	-84577.744	-88203.768
0000-0190	固定登記基準点(管線類)	-84832.943	-88250.842
0000-0191	固定登記基準点(管線類)	-84584.851	-88112.788
0000-0192	固定登記基準点(管線類)	-84581.820	-88208.442

測量年月日 平成■■年■■月■■日
 測量者 ■■■
 測量業員の名称 ■■■

平成■■年■■月■■日

製作者印

申請者

縮尺 1/250 (単位:m)

これは図面に記録されている内容を証明した書面となる。
 平成■■年■■月■■日 ■■■地方法務局

登記官

登記官 証明印

申請番号: ■■■

【歩掛り案(地図 XML 形式)】

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請に必要なとなる地図等の作成

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数						
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計	
総括表作成 10,000 m ² 当り		1.0				内		1					1.0				1.0	
地図の 作成	申請地域の位置 図作成(縮尺は 任意) 10,000 m ² 当り			0.3		内		1					0.3				0.3	
	地図一覧図作成 (1/2500) 10,000 m ² 当り			0.2	0.4	内		1	1				0.2	0.4			0.6	
	登記所送付用地 図作成(1/500) 10,000 m ² 当り	0.5	5.5	3.5		内	1	1	1				0.5	5.5	3.5		9.5	
合計	0.5	6.5	4.0	0.4	0.0		1.0	2.0	3.0	1.0	0.0		0.5	6.5	4.0	0.4	0.0	11.4

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		割合
機械経費		0.0%		通信運搬費		0.0%		材料費		0.0%
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		割合
機械経費		0.0%		通信運搬費		0.0%		材料費		0.0%
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		割合
機械経費		0.0%		通信運搬		0.0%		材料費		0.0%

【歩掛り案(地籍フォーマット 2000 形式)】

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請に必要なとなる地図等の作成

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					計	
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		
総括表作成 10,000 m ² 当り		1.0				内		1					1.0				1.0	
地図の 作成	申請地域の位置 図作成(縮尺は 任意) 10,000 m ² 当り			0.3		内		1					0.3				0.3	
	地図一覧図作成 (1/2500) 10,000 m ² 当り			0.2	0.4	内		1	1				0.2	0.4			0.6	
	登記所送付用地 図作成(1/500) 10,000 m ² 当り	0.5	4.5	2.7		内	1	1	1				0.5	4.5	2.7		7.7	
合計	0.5	5.5	3.2	0.4	0.0		1.0	2.0	3.0	1.0	0.0		0.5	5.5	3.2	0.4	0.0	9.6

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成					
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要	
雑器材		式	1								
各費目の直接人件費に対する割合											
費目		割合		費目		割合		費目		割合	摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費		0.0%		材料費		0.0%	
雑器材		式	1								
各費目の直接人件費に対する割合											
費目		割合		費目		割合		費目		割合	摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費		0.0%		材料費		0.0%	
雑器材		式	1								
各費目の直接人件費に対する割合											
費目		割合		費目		割合		費目		割合	摘要
機械経費		0.0%		通信運搬		0.0%		材料費		0.0%	

【歩掛り案(SIMA形式)】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要なとなる地図等の作成

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
総括表作成 10,000 m ² 当り		1.0				内		1					1.0				1.0
地図の作成	申請地域の位置図作成(縮尺は任意) 10,000 m ² 当り			0.3		内		1					0.3				0.3
	地図一覧図作成(1/2500) 10,000 m ² 当り			0.2	0.4	内		1	1				0.2	0.4			0.6
	登記所送付用地図作成(1/500) 10,000 m ² 当り			0.2	0.4	内		1	1				0.2	0.4			0.6
合計	0.0	1.0	0.7	0.8	0.0		0.0	1.0	3.0	2.0	0.0	0.0	1.0	0.7	0.8	0.0	2.5

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成					
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要	
雑器材		式	1								
各費目の直接人件費に対する割合											
費目	割合			費目	割合			費目	割合		
機械経費	0.0%			通信運搬費	0.0%			材料費	0.0%		
雑器材		式	1								
各費目の直接人件費に対する割合											
費目	割合			費目	割合			費目	割合		
機械経費	0.0%			通信運搬費	0.0%			材料費	0.0%		
雑器材		式	1								
各費目の直接人件費に対する割合											
費目	割合			費目	割合			費目	割合		
機械経費	0.0%			通信運搬	0.0%			材料費	0.0%		